

～Uターン・Iターンで豊浦町に再転入され常用労働者として雇用される方に

**奨励金（商品券）20万円分（上限）**を支給します～

町内事業所へ就職したUターン・Iターンの方に対し、奨励金（商品券）を交付することにより、雇用の安定及び移住の促進を図り、活力あるまちづくりの推進に寄与する事を目的とします。

## 1、対象者

- 1) 町内事業所に常用労働者として雇用された日から起算して6カ月前又は6カ月後までに、豊浦町に転入していること
- 2) 雇用保険取得日時時点で46歳未満であること
- 3) 事業主の2親等以内の親族でないこと
- 4) 町税を滞納していないこと

**Uターンの定義**＝過去町内に住所を有していた方が町外に転出し、町外で就職又は就学した後に豊浦町に再転入した46歳未満の方

**Iターンの定義**＝過去町内に住所を有したことが無い方で、豊浦町に転入した46歳未満の方

\*常用労働者の定義（アに該当し イに該当しない方が対象となります）

ア 雇用期間の定めがないものであって、1週間の所定労働時間が30時間以上に限る

イ 雇用保険法に規定する被保険者のうち、高年齢継続被保険者、短期雇用特例非保険者、日雇労働被保険者でないこと

## 2、対象となる事業所

豊浦町内に所在している事業所で下記の3点に該当する事

- 1) 事業主が、雇用保険法の規定による適用事業所である旨の届出を公共職業安定所に行っていること
- 2) 地方公共団体や豊浦町より運営事業補助を受けていないこと
- 3) 豊浦町暴力団排除条例及び豊浦町暴力団排除条例施行規則に規定する暴力団員その他これに準じるものではないこと

## 3、奨励金（商品券）支給について

○奨励金（商品券）は就職後2年間において20万円分の商品券とし、雇用期間1年を超える毎に10万円分を支給する。

ただし、2年間で退職又は転出した場合は、その日に属する年分の奨励金（商品券）は交付しない。

○奨励金（商品券）は同一の者に対し、同一町内事業所での連続した2年限りとする。

## 4、奨励金（商品券）の交付申請

対象事業所に就職後、1年を経過した時点から3カ月以内に、2回目申請については、2年を経過した時点から3カ月以内に指定様式にて交付申請を行って下さい。

添付書類) ①雇用契約書 ②対象期間1年間の出勤簿（タイムカード）

③雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し ④在職証明書 ⑤住民票 ⑥町税の納税証明書

⑦事業主の2親等以内の親族でないことの証明書 ⑧その他、商工会長が求める書類

\*④、⑦につきましては、商工会にて指定様式をご用意しております。

本事業に関する内容等に関するお問い合わせ

豊浦町商工会

平日 8:45～17:30 土日祝日はお休みです。電話 83-2221

～町内に移住又は移住見込みの方を常用労働者として、新たに雇用した事業主に

**奨励金 増員 1 名につき 20 万円** \*1 事業所 2 名まで 支給します～

町内事業所が事業拡大に伴い、町内に移住又は移住見込みの方を、常用労働者として新たに雇用した事業主に対して奨励金を交付します。雇用機会を拡大し雇用環境の充実と定住促進を目指していきます。

### 1、対象事業主

- 1) 豊浦町内に事業所を有していること
- 2) 雇用保険法に規定する適用事業を行う事業主であることについて、公共職業安定所に届出していること
- 3) 次に定める常用労働者の採用日から起算して前 1 年間に於いて、継続して事業実績を有すること
- 4) 次に定める常用労働者の採用日から前後 1 年以内に、事業主都合による解雇がないこと
- 5) 町税を滞納していないこと

#### \*但し、下記 2 点に該当しないこと

- 1) 地方公共団体や豊浦町より運営事業補助を受けていないこと
- 2) 豊浦町暴力団排除条例及び豊浦町暴力団排除条例施行規則に規定する暴力団員その他これに準じるものであるとき

### 2、対象となる常用労働者

- 1) 対象事業主に、町内事業所において常用労働者として雇用されていること
- 2) 雇用された日から起算して、1 年を経過する日まで継続して雇用されていること
- 3) 常用労働者として雇用された日から起算して、1 年を経過する日までに豊浦町内に住所を有していること
- 4) 雇用保険取得日時時点で 46 歳未満であること
- 5) 事業主の 2 親等以内でないこと
- 6) 過去に他の事業所において、本制度の対象常用労働者になっていないこと
- 7) 雇用日前 1 年以内に、町内事業所より離職していないこと

#### \*常用労働者の定義（アに該当し イに該当しない方が対象となります）

- ア 雇用期間の定めがないものであって、1 週間の所定労働時間が 30 時間以上に限る
- イ 雇用保険法に規定する被保険者のうち、高齢継続被保険者、短期雇用特例非被保険者、日雇労働被保険者でないこと

### 3、奨励金支給について

○奨励金は対象常用労働者 1 名につき 1 回限りとし、1 事業主に対し、当該事業年度において 2 名を限度とします。  
奨励金は、増員 1 人につき 20 万円とします。

### 4、奨励金の交付申請

対象事業所に就職後、1 年を経過した時点から 3 カ月以内に指定様式にて交付申請を行って下さい。

- 添付書類) ①営業証明書 ②町税の納税証明書 ③会社都合による従業員解雇をしていない旨の証明書
- ④在籍常用労働者一覧表 ⑤在籍常用労働者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ⑥対象常用労働者の対象期間 1 年分の出勤簿の写し ⑦対象常用労働者の対象期間 1 年分の出勤簿の写し
- ⑧対象常用労働者個人の住民票 ⑨事業主の 2 親等以内の親族でないことの証明書
- ⑩その他、商工会長が求める書類

\* ③、④につきましては、商工会にて指定様式をご用意しております。

本事業に関する内容等に関するお問い合わせ

豊浦町商工会

平日 8:45～17:30 土日祝日はお休みです。電話 83-2221

～創業したい・創業してから間もない、新たに新分野に進出を検討している中小企業者

**補助対象経費の2分の1以内（上限300万円）** を支給します～

豊浦町内に、新たな需要や雇用の創出等を即し、地域活性化及び地域課題解決に寄与する事を目的に、新たに起業・新分野進出する場合に経費の一部を助成します。

### 1、「新たに起業する者」の定義

- 1) これまでに事業（商品の生産、販売及びサービスの提供）を行っていない方
- 2) 創業してから6カ月を経過していない事業者

### 2、「新分野進出」の定義

- 1) 豊浦町内で現に事業活動を行っている者が新たな分野で事業開始しようとする事

\*本事業で定義する「新たな分野」とは、日本産業分類の中分類が現事業と異なる分類に区分されること

例) 現在：飲食料点小売業（分類58 飲食料点小売業）→新たな事業：インターネット販売（分類59 その他小売業）

\*既に事業を興している者が、「現業種の追加的な事業を起業する場合」や「個人事業主が既存事業で別法人を設立し同じ事業（同じ産業分類）を行う場合」については、対象外とします。

### 3、補助対象事業

- 1) 地域需要に対応した事業、新たな雇用を生み出す事業であること
- 2) 既存技術の転用、隠れた価値の発掘（新技術・アイデアの活用等を含む）を行う新たなビジネスモデルにより需要や雇用を創出する事業であること
- 3) 金融機関及び外部資金による調達が十分見込める事業であること
- 4) 以下のいずれにも合致しないこと
  - ①公序良俗に問題がある事業
  - ②公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業
  - ③本補助事業の申請にあたっては、他の補助事業との併用は可能です。但し、その場合にはこの補助事業に対する補助対象経費と他の補助対象経費を明確に分ける必要があります。他の補助金との併用については、他の補助金の補助制度をご確認下さい。

### 4、奨励金対象経費について

本事業実施の為に必要となる経費となるが、以下の条件を満たすものを対象とします。

#### 1) 補助対象経費の条件

- ①使用目的が本事業の遂行に必要と明確に特定できる経費
- ②証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

### 5、奨励金金額について

**奨励金対象と認められる経費の2分の1以内（1,000円未満端数切捨て）であり、上限300万円とする。**

尚、下記に定める地域課題解決に繋がる取組みについては、別枠で特別奨励金を支給致します。支給の決定については、審査委員会で決定します。

#### 特別奨励金対象内容

- ・買物弱者対策（配達等）・町内購入困難品目の販売・交流人口増加が見込める事業
- ・地場産品を活用した商品開発の取組み・町民の積極的雇用及び町外からの雇用者増加が見込める取組み
- ・審査委員会が特に認める取組み

## 6、支給の決定について

奨励金の支給については、資格要件及び事業内容等の審査を踏まえ、審査会で決定されます。

基本的な評価基準として下記の4点を重視します。＊審査は、外部機関所属の複数名で行います。

### ①起業動機・目標の適格性

起業の理念・動機が適切で、将来目標が明確となっていること。本事業での趣旨を理解しており真摯に実行が示せること。

### ②事業の実現可能性

商品・サービスのコンセプト及び具体化までの手法やプロセスが明確になっていること。事業実施に必要な人員及び資金の  
目途が立っていること。仕入先等の事業連携先が明確になっていること。

### ③事業の収益性

ターゲットとする顧客や市場環境の把握。競合他社との違いが明確で、商品・サービス、又はそれらの提供方法が具体化  
され、想定顧客層のニーズを的確に捉えており、事業全体の収益性の見通しについて、妥当性と信頼性があること。

### ④事業の継続性

予定していた販売先が確保できないなど計画どおりに進まない場合も事業が継続されるような対応が検討されており、事業  
実施内容と実施スケジュールが明確になっていること。又、売上・利益計画が妥当性・信頼性があること。

＊本申請に必要な「起業化計画書」作成については、商工会職員や外部専門家が支援致します。

## 7、奨励金の交付について

審査終了後、奨励金交付額を通知した後に、奨励金交付決定額の30%を申請者に交付します。（指定口座へ振り込みます）

奨励金の残額及び特別奨励金の支給につきましては、実績報告書の提出を頂き、事業内容の検査と経費内訳を確認した後、  
交付すべき金額を確定し、交付致します。尚、減額した場合は減額理由と減額する額を通知します。

## 8、申請者の責務

- 1) 奨励金受領後、3年間事業の運営状況を商工会に報告していただきます。
- 2) 本事業において取得した財産は、申請者の責任において適切に管理して下さい。
- 3) 事業実施の進捗状況を確認する為、事務局が実地確認を行う場合がございますので、実地確認の際はご協力ください。

## 9、交付決定の取り消し

- 1) 申請者が「反社会的勢力」との関係がある場合
- 2) 申請者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為を豊浦町商工会及び事務局に対して行った場合
  - ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③審査に関して、脅迫的な言動または暴力を用いる行為
  - ④風説の流布や偽計を用い又は威力を用いて、豊浦町商工会の信用を棄損し業務を妨害する行為
  - ⑤その他の前号に準じる行為

## 10、個人情報管理

本事業への申請に係る提出書類により事務局が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に使用する事はありません。

- 1) 本事業における助成申請者の審査・選考・事業管理の為
- 2) 支給決定後の事務連絡・資料送付・効果分析の為
- 3) 応募情報を統計的に収集・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成する為
- 4) 申請者の持続的事業運営を支援する為に、連携支援実施する際の外部連携機関への情報提供の為

本事業に関するお問い合わせ、事前相談等

豊浦町商工会

平日 8:45～17:30 土日祝日はお休みです。電話 83-2221